

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（7-3）

2. 日時

令和3年4月2日（金） 13時20分～15時45分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

永井主任安全審査官、有田安全審査官、田邊専門職、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他20名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、当該部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：MSR-21-025 7次申請に対するコメントへの対応状況

資料2：MSR-21-027 [#3043 水平展開] 最終申請に向けた申請漏れ点検について

資料3：MSR-21-028 事業許可要求事項の設工認展開の再確認

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料の第7次設工認の面談を開始します。
0:00:12	本日は、令和3年2月22日に申請がありました第7次設工認についての事実確認で、まず、本日の面談で事業者から3点、資料をもらってますので、それぞれどういった資料なのか、
0:00:31	三菱原子燃料から説明をお願いします。
0:00:38	三菱原子燃料のクサマ、それは当社から提出しております資料についてご説明申し上げます。資料といたしましては三つ提出させていただいております、右上にですね、MSR-21-025、
0:00:55	こちらがですね、3月26日に面談いただいた際にですね、NRA様からご指摘いただいた事項に対する弊社の書面回答になります。
0:01:07	続きまして、MSR-21-027、こちらですね書面回答のうち、トピック的なところとしまして、
0:01:18	書面回答の整理ナンバーで言いますと、3043とナンバリングしておりますが、こちらに対する補足の説明資料という形で抜き出して、資料化しております。
0:01:30	それから最後にMSR-21-028、こちらも前者と同様でして面談における指摘事項の中の整理番号で言いますと、No.3040からNo.3044までの指摘事項に対する水平展開をしました結果をですね、
0:01:49	ご報告させていただいているものです。資料としては、以上三つになります。
0:02:02	規制庁アリタです。資料の構成についてはこれで了解いたしました。
0:02:08	続きまして、事実確認に移りたいと思います。まず今回ですが、
0:02:17	前回出したコメントについては、いろいろ回答もらってますので、まずそれを確認した上での追加の質問を、さらには前回出していなかった質問、
0:02:32	MSR-21-025 番の回答を踏まえての質問、それとプラス新たにこちらで審査を進めてきて出てきました新規の質問ということで、これらについて、事実確認をしたいと思います。
0:02:50	まず最初にですが、
0:02:54	条文毎に分類しにくい全般に係る
0:02:59	事実確認事項ということで、それを伝えたいと思います。
0:03:05	はい、原子力規制庁のナガイです。それでは私のほうからまず9件ほどですね、前回3月26日面談会東京の資料番号MSR-21-025の回答で、
0:03:20	一部不明な点等をですね、追加の確認をさせていただきたいと思いますんでまず1点目ですけれども、ナンバーで言いますと3000飛んで4番。

0:03:35	5番6番8番、それから23番ですね、3005番3006万3008番3023番について、屋外消火栓とそれから賞を防火水槽、
0:03:50	それに附属する機器ですね、の構造強度、機能性能については、その他法令ですね消防法等の規定を適用して設計しているものであれば、添付の説明書に適用法令を設置して記載して説明するようにしてください。
0:04:09	それからまた、時に当該設計が加工事業許可の基本方針に基づくということであることですね、説明をするようにしてください。2点目です。これな3000飛んで算定11番。
0:04:28	についてです。これは1820申請書の1822ページの図へ建の1-6で第3核燃料倉庫の前室は非管理区域から第二種管理区域に変更となりますけれども、
0:04:46	通常時の人の出入りをどのように管理するのかというのは、ちょっとこれはソフト対応になるかもしれませんが、審査の参考にしたいので説明をするようにしてください。
0:04:59	そして三つ目ですねこれも3011番の追加の確認ですが、火災区域ですね、R2という前室第3核燃料倉庫の前室に消火器を設置していない。
0:05:16	設定についての建築基準法に基づくその火災区画や消防の超過機器の配置に係る規定を満足する設計になっているということを説明してください。その上で、加工事業許可変更許可において、
0:05:32	この火災区域R2がですね、非管理区域から第二種管理区域に変更になっていることを踏まえ、火災発生時のその初期消火を行うために、第1種管理区域である。
0:05:48	火災区域R1、または屋外の消火器を使用するためにどのような出入り管理を行うのかを含めて、その消火器のほか、配置の考え方を十分に説明するようにしてください。
0:06:05	四つ名です。3024番とそれから26番に関連するものです。これはコメントに対する回答のですね、記載不足がありますので、警報版等の位置だけでなく、これらに求められる。
0:06:24	その安全機能ですね。ええと。
0:06:28	耐震であるとか溢水による損傷防止等についても、そうしますのみ記載して技術基準に適合するよう設計していることを説明してください。
0:06:39	それから五つ目です。
0:06:42	これはNo.の3000飛んで28番と3000飛んで25番、29番。
0:06:49	それに関連するものですねこれは非常用ディーゼル発電機の遮断器からその発電機室のケーブルについてどのように認可を受けているのか説明してください。

0:07:04	これは私のほうでも追加で確認したんですが、第5次の設工認の申請で確かに色が塗ってはいまして、工事等、いわゆる取り合いの管理という観点で、
0:07:21	どのように管理してるのか説明をするようにしてください。
0:07:27	それから6番目で、六つ目です。これ3000飛んで30番の追加の確認です。これはその他の構成機器の仕様については、申請内容と性と不整合がないように、
0:07:43	してください。ちょっとこれ記載のですね、速報の回答ではいただいているので参考にさせていただいたんですが、その変圧器の電圧が200Vと200ボルトの変圧器と読めるような記載もありましたので、
0:07:58	補正する際にですね、よく見て、間違いないようにしてください。それから七つ目です。これは3000飛んで37番3000飛んで38番3000飛んで39番の
0:08:16	その追加の確認です。これは防災ルーム等に設置する工場の外ですね、工場外等の通信連絡設備、それから放送設備の発信側の
0:08:30	設備はすべての
0:08:35	そんな施設すべて、失礼しました、これは工場内ないない。
0:08:43	工場内ですね、工場内のその通信連絡設備とか放送設備とかの発信の設備はすべての建物と接続されていることから補正申請時にですね、どの仕様表にどういうふうに紐づけて、
0:09:00	その補正したのかを説明するようにしてください。
0:09:05	それから
0:09:08	八つ名ですね3000飛んで44万3000飛んで45番3000飛んで46番3000飛んで47番。
0:09:20	これに関連するものですので、これは今回申請している臨界の領域に関して領域相関をその離隔距離により区分する設定としているというものですけれども、領域相互間の距離ですね。
0:09:40	それをその漏れなく記載するようにしてください。
0:09:44	それから九つ目です。
0:09:48	これも3000飛んで40番。
0:09:52	から3000飛んで43番まで、これは4点について、水平展開を
0:10:01	連絡したものですけれども、これまでのその社内の確認状況と今後の予定を説明してください。
0:10:11	それから事業者内の確認で新たに抽出漏れとか先行申請した設計との不整合が確認されていれば御説明してください。またそれらに対してどのように対応するのかというのも、

0:10:26	合わせて説明をしてください。これについては、本日の面談資料でも出ておりますので、後程ですね、その面談資料の中で、簡単で結構ですけどもを御紹介いただければと思います。
0:10:44	ナガイのほうから全般にわたって九つですね、お伝えしましたけれども、以上の点で何か不明な点あれば事業者のほうから確認をお願いします。
0:11:00	三菱原子燃料のクサマです。1つ目から7つ目の質問につきましては後程書面にて回答させていただきます。また8つ目の質問につきましては、後程こちらから紹介させていただきたいと思います。以上です。
0:11:19	はい。原子力規制庁ナガイです。
0:11:24	そうしたら、引き続きよろしいですかね。ここからはですね、追加の確認といたしますか新たな確認で、これまでにお伝えしたのと多少ダブる
0:11:41	所も出てくるかもしれませんが、その点をご容赦いただければと思います。先ほどそうですね。今、ごめんなさい、その前に9点お伝えした点は、後日書面で回答するようにしてください。
0:11:57	この次は、第3核燃料倉庫関係の図面に関する事実確認になります。
0:12:06	最初に、ここはですね、
0:12:14	少し件数が
0:12:17	多くなってきますけれども、10数件連続してお伝えしたいと思いますので、適当なところで
0:12:29	切りますので、よろしくをお願いします。まず一つ目です。1820ページの図へ建1-4に関連するものです。これはdぽつで撤廃の新設工事、
0:12:47	があるんですけども、これはその他、管理区域の
0:12:54	工事ですね、撤去する既設のドアの廃棄方法であるとか、その工事の計画として、記載するようにしてください。
0:13:05	それから1822ページの図へ建の1-6の2分の1に関連するものなんですが、前室ですね、前後前後ろの前室への出入り管理の方法ですねこれ先ほどちょっとをお伝えしたのと、
0:13:25	ダブってくるかもしれませんが、説明をお願いします。
0:13:29	それから、1828ページの
0:13:35	図へ建1-9です。これは建具表の
0:13:41	広がるんですがSD-31番とSD-33番、これとて新設撤廃の概要図のですね、扉の種類、それからWという扉の幅の寸法が記載されているんですが、ちょっと対応がですね。
0:13:58	明確になっていないので、対応できるようにしてください。
0:14:02	それから、SD-31番の基本方針書、

0:14:08	これは 2994 ページになるんですが、そこに記載しているグレモンピンっていう何か評価書には書いてあるんですけど、それはどこを指しているのか、示されていないので、図示するようにしてください。
0:14:26	それから新設のと扉とですね、そこ補強の扉の概略図には、竜巻の防護設計のその強度部材が漏れなく記載されているか確認をしてください。
0:14:41	またですね、各部の材料寸法は、その評価で用いた強度と同じかそれ以上の強度を有する設計となっていることを確認して確認範囲であるとか、確認結果を面談で説明してください。
0:14:58	図面等にですね、記載漏れが確認された場合は補正に反映するようにしてください。ここは何を意図しているかっていうと、とりあえず今見てた範囲ではグレモンピンがわからなかったんですけどもそれ以外ですね。
0:15:16	竜巻といろいろ局部評価もしたりしておりますのでそれに対するその共同部材となっているものについてはわかるように構造がわかるようにしてくださいということです。
0:15:33	それから 1833 ページの図へ建の 1-13 です。これは火災区域ごとの材料とするかつなが一覧になりますが、ここですねこの表を添付している理由といいますかねあって悪いということではないんですけども、
0:15:52	何を意図してつけているのかっていうのは、ちょっと数の説明をお願いします。特に 1 回これ第 3 核燃料倉庫なんですけど、記載は 1 階と二階を区別しておりませんし、それから火災区域境界となる。
0:16:09	そのうち壁も記載していないということで、何か中途半端な図になっているんじゃないかということです。
0:16:18	この表の添付する場合にはですね、きちんとその火災区域境界となる各部の材料、寸法正確に記載するようにしてください。
0:16:30	で、申請書全体を私のほうでも再確認して確認しますと、その申請書本文にはですね、表への 3-1 といって 805 ページと 857 ページから 861 ページにかけて、
0:16:46	その認可を受けようとしている各部の部位の材料しようとかですね、が記載されておりますし、添付書類の 2-1、これ 2770 ページから 2782 ページにかけて、
0:17:03	説明している軽く部位が有する安全機能に関する説明と、これ重複するような部分もありますので、もしこの最初にお伝えした 1838 ページの 33 ページの図へ建 1-13。
0:17:23	これを添付するんであればそこの不整合の内容に記載するようにしてください。

0:17:31	それから、次になります。これは 1854 ページの図閉園 2-1 です。これも第 3 核燃料倉庫の 1 階平面図ですけれども、AB通りの 7 から 8 通り間ですね。
0:17:48	ここの柱であるとか壁であるとかしっちゃった、それから扉がどのように配置されているのかって言うのがちょっとわかりづらい状況なので説明をするようにしてください。
0:18:02	2778 ページに表-1 でですね、これは
0:18:14	そこで説明する方法もあるかと思えます。図面の中で地区詳細日程と、かなり
0:18:23	図面ですね、複雑になってしまいますので、
0:18:28	ちょっと状況、特にこれはシャッターとか壁、扉がいろんな形でくっついている部分が軟質のでさんの
0:18:39	高さですね、壁の上のほうの高さ上の方ってたりすかねシャッターの上部が
0:18:49	壁になっているとか、そういうのがわかるような形でちょっと補足していただければと思います。
0:18:56	それから 1856 ページの図へ建 2-2 です。これは竜巻防護設計に関連するんですが、図を見ますと屋根に設備機器用の機器の置き場が設置してあるんですけれどもそこに設置する設備と
0:19:14	この竜巻対策との関係ですね、説明をしてください。
0:19:20	さらに 2990 ページから添付説明書建3ということで、これが
0:19:30	この中で 4 のですね、附属建物の鉄扉で竜巻防護設計の計算書があります。その中の天設研 3-4、その中で 4-1 表
0:19:45	それから建設県さんの 4.5-1 表に記載している鉄扉の厚さが書いてあるんですけれどもちょっとこれはマスキングの情報になると思いますので今のお伝えしませんけれども、
0:20:01	その中の表の厚さはですね。
0:20:04	どの部分の厚さを示しているのかっていうのは、ちょっとわからなかったので、説明をするようにしてください。
0:20:14	併せてですね、その厚さは鉄扉の評価においてどのように、どう用いているのかっていうのが、説明をお願いします。
0:20:24	次がに行きます 1900 飛んで 4 ページの図り非-4-7 これ消火設備になりますが、
0:20:37	第 3 核燃料倉庫の前室に消火器がないということで、ここは
0:20:44	先ほどですね、運用面ともあわせていろいろ他法令も参考にしつつですね、消火器が本当になくていいんでしょうかっていう、再確認になりますので、そのところはですね、十分に説明をするようにしてください。
0:21:02	それから、1900 トンで 7 ページです。

0:21:14	図り非の 5-1 です。これは溢水防護区画の 8-1 ですので、ここをですね、溢水が今 130 ミリのということで、
0:21:30	算定されていますけれどもその算定方法について説明してくださいね。これは私は単純に計算概算で計算すると、溢水量とそれから溢水水位から、
0:21:46	逆算するとですね、滞留面積がその区画の面積を大きく上回っておりますので、逆に言った滞留面積を、今現状のその区画のですね、面積にすると水が、
0:22:03	もっと上がるような状況になりますので、溢水防護設計の見直しも必要になるかと思っておりますので、その点、確認をお願いします。
0:22:16	それから 2464 ページの表の
0:22:21	ちょっとここまでにしますかね。ここまでで何か
0:22:28	お伝えした点で不明な点あればの質問の方をお願いします。
0:22:43	三菱原子燃料の白河です。コメントを踏まえ、後日回答させていただきます。
0:22:53	はい、原子力規制庁ナガイです。後日書面で回答をお願いします。それでは引き続きまして、
0:23:03	そうですね、これは事業許可との相違点のリストが添付されてます。これは 2464 ページからの表の 2 ということで、添付されてますので、この表の関係でですね。
0:23:20	うーん。
0:23:22	7.8 件ほど、ちょっとすいません今手元にありますけれども、お伝えします。
0:23:33	まず 1 点目ですけれども、2464 ページの臨界防止についてですね、説明をされているんですが、事業許可で示した臨界領域の相互干渉防止の設計について、
0:23:51	今回最終になりますので第 1 次から第 2、7 時申請時全体を俯瞰して、加工施設全体として認可を受けようとする領域臨界流域の相互間の
0:24:07	隔離方法がですね、今回の資料を出てますけど、というか、申請書の資料もありますが、資料 1-建 1 の建の 1 表ですね、これ 2785 ページの表ですけどもそこに
0:24:23	反映されているということを再確認してください。その上でですね、資料 2785 ページの表ですね、の領域区分の隔離方法とそのそれぞれの建物の各仕様表に記載した。
0:24:43	隔離方法がですね、整合するようにしてください。
0:24:51	不整合となっている。
0:24:55	点についてはすでにお知らせしている、前日も面談でもお知らせしてありますけれども、これは建物が複数存在して、その相互間ということで、いろんな方法が採用されてますので、

0:25:12	全体にわたって確認をするようにして整合させてください。その領域相互間の隔離方法については、既認可のほうに今回のですね、その 2785 ページの表を見ると、何か追加する。
0:25:31	してるようなものもありますので、そういう場合にはその追加に係る設定が無許可とか、技術基準に適合するものであるということもあわせて説明をするようにしてください。
0:25:44	それから、同じく臨界防止なんですけど 2465 ページの許可との相違点のところですが、事業許可との整合性の欄で臨界防止の評価はその UO2 ペレットを取り扱う。
0:26:00	状態で評価していると説明しているんですけども、その部分についてですね 事業、加工事業許可申請書の該当ページを具体的に記載するようになっています。
0:26:15	それから、2467 ページですね、外部衝撃についてのその変更点についてですが、事業許可との整合性の説明の中でアスタリスクがついてまして次回申請で申請中と。
0:26:33	していますけれどもこれあの申請書が出た時点で自重堂を並行してですね、ごめんなさい、7 次申請が出た時点で 6 地震性も認可の
0:26:47	ほぼ同時期に出ていますので、そういう形で
0:26:52	であればですね。7 事前申請中というか、2 期に既認可と認可済みということでわかるように記載をしてください。併せてですね 6 時の申請内容と 7 時の
0:27:08	今回の認可を受けようとする設計についてですねなどというところを申請しよう受けるとして、しているのかというのがちょっと総称し説明資料の中ではわかりませんでしたので説明をするようにしてください。
0:27:26	で、合わせて 6 次申請の説明については、3 月にですね、認可を受けた設計と相違ないということを確認した上で、その認可済みということで記載をするようにしてください。
0:27:41	2467 ページの内部溢水になります。これは許可との相違点でですね、今回新たに設定した先ほどお伝えした溢水防護区画 8-1 ということなんですけれども、
0:27:57	ここは溢水水位の算定について、1907 ページの事実確認先ほどお伝えしたので別途確認しておりますが、その設計とかですね、もし今後変更になるのであれば、
0:28:14	あわせて、もしこの辺の関連する記載もですね変更になるかどうかというのは確認するようになっています。
0:28:21	それから 2468 ページです。ここの許可からの変更点で廃棄物貯蔵設備の(1)でドラム缶のですね。段積みの方法を

0:28:36	が期待規制する記載されたんですが、それを平置きといいますかね段積みしないことに変更したと説明を
0:28:47	している点についてですね、項目の中のところが、非常用電源設備になってますので、何か適切な
0:28:58	明らかに異なりますので、修正するようにしてください。
0:29:04	でこれに関連してですね、ちょっと許可からの変更点。
0:29:11	その詳細確認になるんですけども、1381 ページの仕様表で、それから 2109 ページの図ト設の固体の固のほうですね、23 に、
0:29:26	その 818 の廃棄物貯蔵設備括弧 1 というのが図中には書いてあるんですけども、それがどこに設置されているのかという記載がありませんので、その設置位置を図の中に示すようにしてください。
0:29:43	それからドラム缶の貯蔵量については許可においても、変わらないと許可のその貯蔵容量と変更ないということが説明はされているんですけども、特に図を見ても、
0:30:00	比良済みですね、どの程度のそのエリアの広さで、その本数をですね、保管廃棄する能力を有しているとかってというのがわかりませんので、その図の中でわかるように説明をしてください。
0:30:17	で、もう一度許可からの変更点リストの戻りますけれども 2468 ページ
0:30:25	で廃棄物貯蔵設備(1)です。同じになります、そこの設計変更に関連して既認可のですね第 1 廃棄物倉庫の設計に与える影響の
0:30:41	有無ですね。
0:30:43	これは今後我々のほうでも説明したの確認をしていきますけれども、ひらずみにしたということで、例えばエリアを拡張したりしているのであれば、安全避難通路の上に置かれるとかですね。
0:31:01	そういう形の
0:31:06	それ以外にもさらなる安全裕度これは保守側になるんだとは思いますが、そういう与える影響のがあるかないかということについても説明を加えるようにしてください。
0:31:20	で、2000 最後になります、2469 ページの非常用照明と誘導灯に内蔵するバッテリーの仕様の件になります、これがですね。
0:31:35	容量と駆動時間が想定する避難時間以上確保できる設計であるということが記載されてますけれども、技術基準への適合説明した添付書類にですね。
0:31:52	具体的に記載して説明をするようにしてください。
0:31:58	以上は許可からの変更点のリストについての事実確認事項になります。でここまでの点で何か

0:32:09	不明な点あったら質問の方をお願いします。
0:32:22	三菱原子燃料シラカワです。
0:32:24	コメント承知致しました。後日書面で回答させていただきます。
0:32:31	はい。原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きまして、ここからはですね、第3核燃料倉庫に関連したものですけれども、
0:32:47	その添付説明書のほうで農家のその確認になります。それをまずちょっと三つですね、お伝えしますねこれは添付説明書の2777ページから表2-1ということで、
0:33:04	ごめんなさい、2776かな、6ページにですね、これは安全機能一覧ということで、各壁がとそれぞれの壁に求められる安全機能について記載がありますけれども、
0:33:21	その表紙の部分に2776ページで高角とその表の中を照合確認していくとですね、例えばその閉じ込めに係る記号の説明が今日の2-1では、主要ウで使用している。
0:33:39	意味ですね、これは二重丸しかないんですけど、実際の表の中には二重丸と一重丸が両方壊れてたりしますので、そういう不整合がないように、その意味をですね、明確にするようにしてください。
0:33:57	とかの安全機能についても不整合がないかよく皆さんの記号の意味をですね、反映した形でなるようにしてください。
0:34:10	はい。
0:34:12	それから2777ページからですね、各図面の番号が一番下の段にですね、図面も関連図面番号が書いてあるんですけど、これが一番右側のほうの第十二条の
0:34:29	一番下の段のところを見ますと溢水防護区画架空の
0:34:37	一般番号があるんですけど、ちょっとこれでcauseとかけて、ちょっと違う番号が書いてあるみたいですので、再確認をしてください。出席要請をしてください。
0:34:50	それから2780ページです。
0:34:54	それから、これはフィルター室とですね、ちょうど階段があるんですけど、その境界の壁が、これは言っているのかな、材質なんでちょっと言いませんけれども、その壁がですね。
0:35:11	その溢水防護に係る安全機能を有する設計としているんですが、それはいいんですけどもその壁の取り付け方法とか、それカラ一隙間からの漏えいとかですね。
0:35:28	しない設計であるかどうかっていうことをあわせて説明してください。

0:35:36	適合性説明の表については以上三つになります。ここまでの点で以上後日書面で回答をしてください。以上の点で不明な点あれば、質問の方をお願いします。
0:35:58	三菱原子燃料シラカワです。コメント承知いたしました。後日書面で回答させていただきます。
0:36:07	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:36:10	引き続きまして私のほうから、
0:36:13	いくつかの今ですね、第3核燃料倉庫だったんですが、その同じ今回新規に申請されている劣化天然ウラン層厚もうて申請されておりますけれども、
0:36:31	そのこのですね、仕様表であるとか図面添付説明書につきましても、第2の第3核燃料倉庫と同様に不明な部分がない火災確認してですね。
0:36:46	補正申請時に確認範囲であるとか、その確認結果どこをどういうふうに
0:36:56	明確にしたと修正したということの説明をするようにしてください。ちょっと私のほうでも幾つか見てますけど、一つずつお伝えするというまずは事業者のほうで確認をしてするようにしてください。
0:37:14	それからですね、
0:37:18	ここからは新規の本日の面談の新規の確認事項になります。
0:37:26	で、申請書の1672ページ。
0:37:32	これ追表が出て李の説の1で、これは5次申請第5次ということで非常用ディーゼル発電機の仕様表が添付されていますんで、今回ですね。
0:37:48	切り換え配電盤、
0:37:51	ですね、主に、が附属設備として追加
0:37:56	されましたんで、技術基準に基づく仕様もかなりこれまでの仕様表に追加されておまして、いるんですけれどもその切換配電盤はですねディーゼル発電機の
0:38:12	設置されているその発電機室とは離れて独立した屋外に独立して設置されていますので、仕様表一緒にするのは構わないんですけれども、その技術基準で求められる。
0:38:27	安全機能というのは、若干その本ディーゼル発電機本体とはいろいろ
0:38:36	外部衝撃の荷重であるとか、かわってきますので、安全機能に求められる、その安全機能に対して漏れなく申請していますという
0:38:51	ことですね、表3-5で星取表技術基準の設計番号とそれから設備をマトリクスにした星取表があるんですけど、そこをそこに書けということまでは
0:39:07	いませんけど、要は全部の条文に対して漏れなく申請しているということを確認して説明をするようにしてください。

0:39:19	それでこれについては、仕様表についても一応各設計番号に主語といいますかね、対象が
0:39:35	切り換え配電盤というのは、ほぼ書いてはあるんですけども、何か河川でずっと追加しているので、5項目何か見出しツリーか目的に見出づけて、この切替配電盤の設計であるということがわかるような形で少し
0:39:55	工夫していただければ、よりわかりやすくなるかなというふうに思います。要は非常用ディーゼル発電機の設計とそれから切り換え配電盤の図設2に対する設計であるというその違いがですね。
0:40:10	ぱっと見たときにわかるような形にな流れになるようにしていただきたいと思います。
0:40:29	ここからは、
0:40:34	個別といいますか、本日別の資料をもう
0:40:40	準備されているんですけど、許可との関係についてですね、ちょっと私のほうでも今回第7次申請最終ということで、1カー見ていったんですが、
0:40:53	ちょっと2、2点ほどその全体としての今、
0:40:59	なんていいますかね。第1次からずっと設工認の審査させていただいて、やっぱり全体を通して、どういう申請になっていたのかっていうのを考えていったときに、
0:41:15	2点ほどですね、不明な点がありますので、もしかしたらこれから審査を進めていく上で、申請書の中に1回記載があるのかもしれませんが、
0:41:28	二つですね、お伝えしたいと思いますんで、一つ目がですね、5-207ページに制御盤への水の侵入を防止するために、その制御盤に被水カバーを
0:41:45	設置する設計または配管に被水防止カバーを設置する設計にしますというような許可のこれ許可ですね、許可に記載があるんですけど、第7次申請までの
0:42:01	その設工認でどういうふうに整理して、この申請していたのかなっていうのが今不明ですので、一応説明をお願いします。
0:42:11	それから、6ですねこれも許可の添6に、
0:42:16	記載してあるんですが、これは放射線管理施設に関する記載になってまして、そのですね、線量評価の前提として損失を設置することを
0:42:34	記載している設工認申請対象となる設備機器ですね、直接Ⅱ、これは放射線管理施設設備であるとか、もしくは遮蔽壁であるとか、高性能エアフィルタ等の廃棄設備
0:42:50	などがありますが、ここはですね最終的に
0:42:55	許可のときの評価内容を踏まえて、一時から7時までに必要な設備がちゃんと設置されましたということを確認してする設計となっていることを確認して、

0:43:11	相違ないなら相違ないということで、別途説明をしてください。
0:43:19	それで今の許可の2点ですね、もう1点お伝えしたいのは、えーと今回ですね申請書796ページの表編の4で
0:43:36	粉末容器の構内運搬車。
0:43:40	ペレット構内運搬容器とか燃料棒構内運搬車というような構内を運搬する台車ですね、申請されています。
0:43:54	運用面についてですね加工事業規則であるとか事業所内の運搬に関する規則とかですね。あとは項の許可を
0:44:08	加工事業変更許可を踏まえて、事業者内でのその核燃料物質をどういうふう
	に運搬するのかということもちょっと参考にまず御説明いただいてその考え方を御説明
0:44:24	いただきたいと思います。ぜひその上でいろいろ臨界防止の設計であるとか、閉じ込めであるとか、
0:44:34	放射線の
0:44:37	考え方であるとかですね、どういうふうになってるかっていうのをちょっと全体を見てですね、判断させていただきたいと思いますので、これについてもそんな資料沢山というよりは既存の
0:44:53	どこでどういうふう
	に規定していますっていうようなことがまずわかるようにしていただければと関連箇所をですね、私のほうで確認していきますので、
0:45:05	ちょっと説明の方をするようにしてください。
0:45:09	今私の方から以上になりますけれども、何かここまでで不明な点等ありましたら確認お願いします。
0:45:26	はい。
0:45:27	三菱原子燃料シラカワです。コメント承知いたしました。後日書面で回答させていただきます。はい。
0:45:34	原子力規制庁のナガイです。ここまでの点でですね、本日別の資料もいろいろお出しいただいて、もしかするとすでに御回答いただいている点があるかもしれませんので、その場合は本日の資料を引用しつつ、
0:45:52	ここに書いてますっていうことで御回答いただければ結構ですので、できるだけ簡略化してですね手間のかからないような回答で結構ですので、そんな回答をお願いします。
0:46:08	はい。
0:46:13	三菱原子燃料クサマでございます。今のところをいただきましたコメントの中でですね、3056番ですかね。このコメントにつきましてはですね、先日、MSR-21-027

0:46:32	それから、MSR21-028 ページの二つの資料ですねご回答申し上げます。以上です。
0:46:45	はい。原子力規制庁ナガイです。その点についてもそういう形の回答でいただければと思いますので、よろしく申し上げます。
0:47:00	MNF のクサマです。承知しました。
0:47:10	それでは原子力規制庁ナガイです。あと引き続き耐震関係に移りたいと思いますので、ボタンタッチして、ヨシムラのほうから確認させていただきます。
0:48:08	原子力規制庁のヨシムラです。
0:48:11	今からですね耐震化、地震関係に関して 9 件ほど
0:48:19	確認事項をお伝えします。
0:48:23	9 件続けて説明しますので、終わってから、もし確認。
0:48:31	したい点があれば別途回答お願いします。
0:48:37	まず 1 点目ですが、
0:48:40	ちょっと最初 7 件は前回の回答に対する更問になります。まず前回の番号で言いますと 2983 番になります。
0:48:54	これはいわゆる適合説明書の 6-1 の設の位置というところですね、ページで言いますと 2797 ページに、
0:49:05	今回は、事業許可から変えてる部分に関する説明があります。で記載内容は、配管系統に関して事業許可の安全機能一覧から耐震重要度分類。
0:49:21	変更している旨の記載になってます。
0:49:26	前回の会合、公開代替回答書ではこの部分について触れられてませんので、配管系統で変更している箇所があれば、
0:49:38	これについて
0:49:42	ご説明をお願いしたいと思います。
0:49:45	それから 2 点目、申し上げます。
0:49:49	1 点目は、前回の 2986 番の
0:49:56	これはシリンダ洗浄等におけるクレーンの波及的影響の取り扱いです。
0:50:05	回答いただいておりますが、まず図イ配-1に
0:50:13	クレーンの記載がありますが、まずこれが通常の停止位置なのかの確認です。
0:50:22	それと、
0:50:24	波及的影響を与えないという
0:50:30	取り扱いする場合ですねまず
0:50:34	地震時の落下の状態、落下の形態ですねそれから当然落下した後の二次的な衝突事象というのが考えられます。そういったものを含めて、

0:50:48	ちょうどクレーンの下にあります。第 1 類の設備に影響与えないということをお示ししてください。
0:50:59	それともう一つは、搬送中については、
0:51:05	除外されていますが、
0:51:09	この一類の設備の上を通過する際の取り扱いで除外する場合には、当然どの程度の取り扱い時間があるのか、搬送時間がどのぐらいなのか、そういったものと地震との遭遇
0:51:27	こう考えて定量的にこれが除外できるという理由を説明していただきたいと思います。
0:51:35	これが第 2 点目です。
0:51:38	それから第 3 点目は、これは前回の 2988 番です。
0:51:46	これは
0:51:53	えっとですね。
0:51:55	棚搬入コンベアでした。例えばコンベアの
0:51:59	耐震計算だったと思いますが、
0:52:06	この転倒防止部の
0:52:10	資料について、時へ実際にはこれで転倒防止と油圧回位、
0:52:18	いわゆる落下防止構造という扱いになってますがこれ耐震計算における耐震強度の対象部位になりますので、実際にこの転倒防止部の耐震強度に関する計算結果
0:52:32	それから県停止というものをいわゆる設備の耐震計算書のほうに記載にも記載をお願いしたいと思います。それから実際にはこれらの図の辺の 23 の
0:52:49	ページで 1994 ページ。
0:52:54	なるとと思いますが、
0:52:58	転倒防止部とというところを意味しているのが、ちょうどレールのレールの部分を意図しておられると思いますが実際にはこれ、搬送機の方から張り出してレールに引っ掛ける部分が、
0:53:14	が今回追加の補強を
0:53:17	補強対応になっておりますので、ここの部分についてもあわせて共同評価の結果を示していただきたいと思います。
0:53:28	次に 4 点目です。4 点目はこれは前回の回答といえますと 2980。
0:53:36	9 番ですね、これは廃棄班の設計震度の算出方法ですが、
0:53:47	ご回答いただいた内容を
0:53:50	では一応某浸水時の

0:56:57	になります。これらの水素供給設備系統に関する
0:57:03	内容で今回の、今から申し上げる点については更問といいますそこに関する新たな確認事項ということですが、2点、これに関して2点ほど。
0:57:14	確認させていただきたいと思います。
0:57:17	一つ目はまず水素供給設備の系統図、ページで言いますと2247ページ。
0:57:26	ここに系統図がつけられてますが、
0:57:31	この中でちょっと点線で書かれている。ちょっと触れキーを挟んで点線で書かれている部分の配管が設工認申請の対象外っていう配管ラインがありますが、
0:57:46	これは実際の今回の申請設備で対応、対応します水素ガスの供給配管系統の910これ913番で個別2機能番号が振られてますので、これの
0:58:04	ふくまれるのではないかというふうに考えますが、これを申請対象外とした理由について説明をしていただきたいと思います。
0:58:15	それから同じする
0:58:20	もう一つは筑波の溢水減の、同じような系統の中で溢水権の供給停止設備系統図というのが次のページの2248ページ。
0:58:32	に作られてますが、
0:58:35	その中でインターロックの917番918番がいわゆる第3類の遮断弁に、
0:58:44	当繋がっている。
0:58:48	いうことを表現する形となっておりますが、この中でこれはあくまでも記載の仕方ですが、耐震重要度分類第3類を緑の移動時、
0:59:00	続きまして、実際この917918—インターロック系統も同類の第3類の系等系統のはずですので、ただちょっと違う意味合いで色を使われてますので、ちょっと色合いはいいがですね一類の設備とちょっと混乱
0:59:18	しますのでちょっとこれ書き方について、
0:59:22	耐震重要度分類での種別があれば、同系の色にするとか、ちょっと工夫をさせていただいてちょっとが見るほうが今度しないような形でちょっと書き方について工夫をお願いしたいと思います。
0:59:39	これが決定系統数に関する確認事項ですそれからへと続けさせていただきます。8番目は
0:59:50	クーラーちょっと新たなことで行けることあるだけなんかについての確認事項ですが、
0:59:57	これは添付説明書の6-1地震といいますというよりも落下防止構造設計の方の
1:00:06	記載ですが、ページで言いますと3343ページの添付資料の説明の6-

1:00:13	この中に落下防止機構の基本的な方針、2項に基本方針が書かれています。
1:00:24	この中で、
1:00:26	基本方針ABCDとあるんですが、この
1:00:30	一応これちょっと4読んだ感じでこのbとcの違いがちょっとわかりづらいんですが、このBとC対策のBとCの値が委員が何とか
1:00:42	そう説明お願いしたいと思いますというの
1:00:46	例えば添付説明する建設設の
1:00:50	6-1-1表を見ますと保管だなあとかドラム缶ウラン量測定装置が
1:00:58	この対策のBというふうになってますが、この日を説明中で補足検討形状のものというふうに
1:01:07	ものを対象に何か記載が書かれてるんで、この補足検討球場っていうのは何を指しているのかちょっとわからないところがありました。これ中の収納物のことをさせて、
1:01:17	特に保管だなあといいますとこれは収納物のことを指しているのか、ちょっと記載の意味合いがよくわかりませんでしたので、この辺についてもちょっと記載を補足していただいたほうがわかりやすく補足していただいたほうがいいのかと思います。
1:01:32	これが落下防止構造施設設計のところに関してです。それからもう1点ですね、やっぱり転倒防止に関してなんですが、これは実は先ほどのナガイの方から許可との相違点リストに関する説明でちょっと一部、
1:01:50	説明ありましたらちょっと重複しますが、2468ページのいわゆる相違点リスト中に廃棄物貯蔵設備Iの経営に対して今回許可では段積み前提ですが今回段積みをしなないということで、
1:02:09	落下防止構造対策防止を設けないという記載あります。これは平置きするということだと思いますがこれ具体的にどういう状態はいわゆる平積みしてるのか。
1:02:25	話者ボルトワイヤの固定ボルトがありますので、何らかのワイヤリングの先を場合分けしているのか、ちょっと状態がわかりませんので、具体的にこれドラム缶がどのような状態で貯蔵されているのか。
1:02:42	例えば図二-図ト設-Ⅱ、この23にエリアがありますがここにドラム缶の保管状態がわかるように設置ちょっと説明を追記していただくと、ちょっとわかる資料をつけていただきたいと思います。
1:02:59	以上9点ほど、地震せ一部落下に関して、指摘させていただきました。基本的には書面で回答後日書面で回答いただくのと、
1:03:14	ところとか修正をお願いしている部分については、補正のほうで反映していただきたいと思います。

1:03:22	以上に関しまして確認事項。
1:03:26	各事項だけで結構ですので、もしあれば、
1:03:31	お願いします。
1:03:35	はい。
1:03:37	三菱原子燃料シラカワです。コメントは承知いたしました。それで書面で回答させていただきます。
1:03:44	ヨシムラです。よろしく申し上げます。
1:03:50	規制庁アリタです。私のほうからまず、
1:03:57	外部衝撃で一点で確認です。まず、
1:04:02	申請書 1617 ページ空シリンダ置場、これについてなんですが、これの外部衝撃の説明を見ると、置き場そのものについての説明はあるんですが、中に置いているシリンダについての外部衝撃の説明が
1:04:20	ございません。あと、空シリンダを置くにあたって
1:04:26	何か固縛をしているのか否かとか、そういったものがよくわかんないんで、シリンダそのものへの外部衝撃、これをちょっと説明したようにお願いします。これは後日書面で回答してください。、
1:04:50	三菱原子燃料クサマです。後日書面で回答させていただきます。
1:04:55	はい、アリタです。宜しくお願いします。
1:05:00	次、閉じ込めの関係 2 件ございます。1 個目、今日もらってるの回答の 2996 番、廃水貯留池の
1:05:12	次の関連する緊急時窒素ですと液位高警報説明お話が今回課長でございます。警報の液位高警報設備の設置位置の設定根拠については申請書の
1:05:28	3315 ページあってそこの一覧表の中で、想定送液量と、
1:05:36	液位上昇時間遅れをもって見てるといってお話がちょっともう少し具体的に今回記載のありましてまず一つ目としては想定移送液位と違うけど、これもどの施設が横廃液処理設備からのその放出分のみで雨水
1:05:56	これは入ってくる、そういったものを想定してないと、かりに水が入ってくださいよと、その辺の説明をお願いします。
1:06:05	もう一つ、液位上昇時間なんですが、これは、他の何かこれまで 6 次申請のいろんなタンクとか比べるとこの液位上昇時間がかなり長いと思ひまして、これは理由としては警報が乗ってから、
1:06:24	その配置の横関支店でさらに社内では必要な手続きを経てから流すと遅い時間がかかると思ってナビ時間をとっているともそういうところにそういうものを考慮した数字なのか、説明をお願いします。
1:06:42	次に二つ目閉じ込め関係、今日の回答のNo.3000

1:06:50	についての追加したものは、これは
1:06:57	今回質問してる堰として、廃液液処理室と洗浄室の一部が、
1:07:04	その堰の内側に入っている話なんですか。
1:07:08	2051 ページの設備だと晶出する、これを見ますと、これ廃液処理設備と洗浄液線量その間はPMはあるように見えてなおこれだけ読むと線量一回りため溜まっちゃうんじゃない。
1:07:25	受けられますようにいっぱい抗力根本のかないとか、或いは壁があるんだけど、何か堰止めの効果がないような措置をこれ側、図面から分かんないんで説明してきて、申請書類も読めるように激しいというのではします。
1:07:42	以上です。
1:07:51	はい。
1:07:52	三菱原子燃料シラカワです。後日書面で回答させていただきます。
1:07:57	はい。規制庁アリタです。続きまして、溢水の関係で1点お聞きしたんですが、これなんですか、これまでの面談の中で既認可も含めて、
1:08:13	全体整合とれているのか、漏れがないかっていうのは、いろいろ指摘出てると思うんですけど、その関連の確保になります。
1:08:21	内容としましては、
1:08:25	6時まで既認可建物の溢水の検知しづ名称等の各建物ごとに実施する頻度算定根拠っていうのが質問票。
1:08:37	ていうその根拠の一つとして、ウラン廃液等を内包する設備機器からの溢水量というのがございます。
1:08:48	この値っていうのは要は名溢水ここで存在する場所のウランとか液体廃棄物を扱っている設備機器が同時にそこを破損を想定する設備。
1:09:03	の合計だと思うんですけど、この値が第7次で全部の設備が維持されますんで、
1:09:13	説明書に書いているので、
1:09:16	定量的な値と、これまで申請された設備の耐震重要度分類第1表を層がないかとかそのぐらいの算出の考え方についてちょっと改めて整理し説明をお願いします。
1:09:30	はい。一応こちらのほうでもねんためちょっと確認してみたんで、多分こういう方々じゃあ今ゾーンですけど、例えば4時申請して
1:09:45	地震性の最終補正 2168 ページに溢水防護区画に
1:09:50	ウラン廃液等を内包する設備の溢水量として 35 ページの会長JAもこのコア成型工場と放射線管理棟本体でそこに
1:10:07	ある

1:10:10	1 類の地震で破損が想定される機器が 2 類 3 類で、。
1:10:16	ウラン廃液等を内包する設備機器というのはそう思ったんですから 30 保管箱廃液を、これらがあってもこれらの合計値に+端数を切り上げて、この 35 立米になっているのか。
1:10:32	そういう考え方がいいのかなど。
1:10:35	でもこうやっているのであればその他の建屋区画についても同様。
1:10:41	計算をした結果でそこがないということも説明をするのをお願いします。
1:10:48	これも後日書面だからとして構えにする。
1:10:55	はい。
1:10:56	三菱原子燃料シラカワです。後日書面で回答させていただきます。
1:11:01	お願いします。
1:11:09	原子力規制庁ナガイです。
1:11:12	引き続きまして安全避難通路の関係で 2 点確認させていただきます。
1:11:20	1 点目ですけれども、これは
1:11:24	746 ページの劣化天然ウラン倉庫の仕様表に関連するものなのですが、緊急対策設備の(1)ですね非常用照明、それから誘導等がありますけれども、
1:11:43	これをですね、非常用電源、非常用のディーゼル発電機に、この劣化天然ウラン倉庫については非常用ディーゼル発電機に接続しない設計としておりますけれども、
1:11:59	これは確保事業の変更許可ですね、に記載した基本設計方針に従った設計であるということであればその旨を説明をしてください。ここちょっと非常に許可の本文もわかりづらい。
1:12:18	というような形になっていて他の建物については全部非常用電源、非常用ディーゼル発電機が繋がっておりましてこのところだけがちょっと設計が異なっておりましたので、確認になります。
1:12:35	併せてですね、バッテリーから渠非常時に関連が喪失したときにはバッテリーから供給するという設定になってますけど、このバッテリーがですね。
1:12:51	何か内情型なのかもしくはなんか別途を用意して、そこに接続して使用する設計になっているのかと仕様表上読みづらいところがありまして、どういうふう
1:13:07	ただ、構造というと大きさですけれども、どういうふう
1:13:16	2 点目ですけれども、
1:13:20	これもですね一時から 7 時全部出てきている状況で今設計基準事故時のですね、事故が発生され想定される既認可の建物の仕様表なのですが、

1:13:37	設計番号で 13.3-健一が図 1 として設計基準事故が発生した場合に用いる懐中電灯、ポータブル発電機を含む投光器がですね、
1:13:53	反映されているかということは確認するようにしてください。
1:13:58	この辺については本日の資料にもいろいろ考え方ありますので、ちょっとここ、本日の面談の後半で併せて御説明していただく機会はちょっとつくりたいと思いますけれども、1 個見ていくとキリがなくなってしまうので、考え方をですね。
1:14:18	まず御説明いただいた上で、それに従った形で補正をしていって、必要であれば補正していただければと思います。
1:14:29	水平展開という大げさなんですけど、当初の第 1 次申請から第 2 次 3 次とやはり必要な改善といいますかね、記載の充実はしてきているところですので、
1:14:46	もう一度最終の断面で見たときに何か
1:14:52	新たな
1:14:56	情報といいますかね安全機能を有する施設については、許可の安全機能、番号とってですね、管理している状況はよく見えているんですけど、技術基準の要求事項でそれ以外の
1:15:13	要求事項ですね工場内に設置義務を要求しているような条文、これは許可もほぼ同じ条文になってますけれども、これらについての技術基準の適合
1:15:30	への反映状況を
1:15:34	御説明いただければと思います。
1:15:38	以上 2 点になりますけれども、この辺の回答はですね、後日書面で
1:15:46	説明をするようにしてください。
1:15:49	はい。
1:15:54	三菱原子燃料のシラカワです。
1:15:56	後日書面で回答させていただきます。
1:16:10	原子力規制庁のナガイです。引き続き
1:16:14	アリタのほうから遮へいについて、
1:16:17	お伝えします。
1:16:48	アリタです。
1:16:51	この
1:16:55	今のチャンバ系の本件一定水準設工認です。
1:17:01	どうもらっている資料 25 本資料の 3025。
1:17:06	コメント回答のほうですが、これ見ると、
1:17:11	一応何か。
1:17:14	このシリンダ近傍四、五キロ 5 するためにも、そこを生起するとございます。

1:17:21	それにそごが今もらってる申請書のほうみずほの図面で柵が書いているだけでは策の中のどこにシリンダを組むのかっていうのは全く見えない状態になっております。
1:17:37	今回の工認等の節目によると、一応その
1:17:43	シリンダと一つ前におけるためサポートということで当然
1:17:49	サポート不思議にシリンダを置いた前日の差込場はちやおう言えばそれなりに限りがあるもんだというふうに考えてるんですけど。
1:18:02	だからそれを踏まえて前置き場の中でどこにシリンダを置いて、これとフェンスの間に
1:18:12	この
1:18:14	等の回答にあったかという議論をするって、これに、
1:18:19	十分な距離があるのかっていうのをちょっと説明していただきたいというところでございます。
1:18:28	これもちょっと後日書面で回答頂ければ構いません。
1:18:37	三菱原子燃料シラカワです。後日書面で回答させていただきます。
1:18:43	はい、宜しくお願いします、。
1:18:46	続きまして、放射線管理施設関係手 2 点ございます 1 点目。
1:18:52	1543 ページ、モニタリングポストの仕様表で形式欄で
1:19:00	組織の中を仕切るようにも日報の型式の 2 種類開示これそれぞれの高線量と低線量だと思んですがどっちの性能が低線量の方がちょっとはっきり読み直して開くようには、中枢、あと構成部店せるだけじゃなくて具体的にどの程度
1:19:19	オレンジを開かれるのかっていうのが仕様表に確認をお願いします。
1:19:24	あともう一步モニタリングパスポスト関係であんですけど、今回
1:19:32	伝送の多様化ってということで商売幻想をつけたまま伝送するっていうのがあったと。
1:19:42	その社外で輸送物ってのは、これは外部電源が喪失した際に、どうなのかなとは社内の有線の方で
1:19:51	表示のほうとモニタリングポストも無停電電源装置とかバッテリーがあって、
1:19:58	維持できるという話では、その社外検層ところその辺の説明がなくてどうなのか不明が行うわけですけども、これが書面で回答していただければ構いません。
1:20:13	三菱原子燃料シラカワです。後日書面で回答させていただきます。
1:20:21	宜しくお願いします。
1:20:24	続きまして汚染防止、これは新たな指摘になります
1:20:29	頁でいくと 1320、23 にある廃液処理室回収ピット

1:20:37	1327、28 測定室と回収ピット
1:20:42	1345,46 ページのピット、ピットの類いで
1:20:50	その床のピットの中に何かタンクを置いているという施設。
1:20:54	これの仕様表を見ると、閉じ込めのところには 10.1 の建 6.は樹脂塗装の話があるんですが、他方で、その地震等々で汚染防止を 21.1 のペネ道っていうのも、
1:21:13	ただ、今言った三つのピットについては、閉じ込めの実施方法を書いているんですか、汚染防止の樹脂塗装書いているが、これは同じ樹脂塗装をかたっぱしから書いていない考え方を別に、
1:21:30	後日書面で回答してください。
1:21:39	三菱原子燃料シラカワです。
1:21:42	後日書面で回答させていただきます。
1:21:46	はい。
1:21:48	よろしくお願いいたします。
1:21:51	続きまして、非常用電源については質問していきたいと思います。
1:21:58	本日の回答－3021 番と 3212 番、これを関連の回答として放射線管理施設設備のいろんな
1:22:08	正規のそれぞれの非常用電源とか停電電源装置、バッテリーの接続について、ちょっとこれをもっているんですが、ちょっとなかなかこれいろいろなご議論をぶら下がっていて、二つのオノ仕様表のほうでも 1 追表として求めて欲しいなど。
1:22:28	例えば建物の仕様表なんかで、
1:22:33	照明とか、或いはその辺がおわかりに
1:22:37	それぞれは同一に繋がってるのかっていう気になったっていうところで、それになるような形で放射線管理施設施設の方でも、
1:22:48	この辺の整理した表をつけてお願いします。
1:22:52	これも後日の入ってる。
1:23:00	三菱原子燃料シラカワです。後日書面で回答させていただきます。
1:23:07	はい。原子力規制庁ナガイです。引き続きまして非常用電源関係で 2 点お伝えします。
1:23:16	これは申請書の 400 が 848 ページの劣化天然ウラン倉庫の仕様表になります。で先ほどちょっと関連するんですけども、これは設計番号 24.1 の建 2
1:23:34	非常用照明誘導灯のそのについてのバッテリーを内蔵することで、非常用ディーゼル発電機に接続しない設計としていますんで、これが許可

1:23:50	のをされたですね、方針に基づく設計であるということはもう説明はしてください。ちょっともしかしてダブった形になっていると思いますが、あわせてその他もう1点ですね。
1:24:07	すいません非常用電源設備取り合い通信連絡設備になりますけれども、発表同じく849ページの劣化天然ウラン走向の仕様表になりますが、これねって通信連絡設備の電話設備について、
1:24:23	25.1ー建1で電話設備として無線式、中身を設置する設計としておりますけれども、これもその加工事業変更許可を踏まえて多様性を確保した電話設備ですね、これは有線式と無線式
1:24:43	を設置するようになってるんだと思うんですけれども、基本的には許可に従って設置するようにしてください。で、ここまです。以上2点については後日書面で回答をしてください。
1:25:01	で、本日ですねこの後も続きますけれども、とりあえずここまでは技術基準等ですね、に沿った形で確認を進めて参りましたけれども、
1:25:18	今回ですね第7次申請というのはこれまでその申請の出でなかった設計番号ですね審査会合でも説明ありましたけど、その時点では46個のその新しい設計番号が出てきたりしています。それから
1:25:37	それ以外のものでも、今回いろいろ系統全体を見ると、安全機能を有する設備として親機にはなっていないんですが、その附属設備としていろいろ
1:25:54	今回新たにですね、申請されている機器が多数見られますので、それが当然設置されているというふうな設置してますというのはまずは明確にさせていただく位置であるとか、構造という大げさですが仕様ですね。
1:26:13	明確にさせていただくことがまずしていただいた上で、それらのその設計はですね、の許可の基本方針に沿った形で設置されているんだということもあわせて、
1:26:29	確認した上で、資料のほうに明確にさせていただければと思いますんで、これらの新しい設計については特にその辺は慎重に我々のほうでも確認していきますので、
1:26:44	単に設計仕様はこうですって書くだけでなく、それが技術基準なり許可の要求事項に適合した設計になってますという説明もあわせてできるようにというか、ずっと
1:27:00	基礎基本的にそれぞれ記載する場所がありますので、読めるように、補正のほうですね、反映していただければと思います。
1:27:11	ここまでの点で何か不明な点等ありましたら、質問の方をお願いします。
1:27:29	はい。
1:27:31	三菱原子燃料シラカワです。

1:27:33	ここまでで質問事項、特にございません。
1:27:38	はい、原子力規制庁のナガイです。それでは引き続きまして、工事の計画とい いますか。申請書のほうでいきますと 792 ページからですね。
1:27:54	建物関係の方の工事で代表してですね第 3 核燃料倉庫の
1:28:05	工事の計画も含めて。あの全般を見ておりますので、その中で不明な点を 6 点ほどお伝えさせていただきます。
1:28:17	まず 1 点目ですけれども、
1:28:23	ですね 100
1:28:27	ごめんなさい、803 ページの第 3 核燃料倉庫の 4.1. 1 の(1)の手順の中に第 1 種管理今回の第一種管理区域の
1:28:42	工事があるんですけど汚染の拡大防止についてのその記載が仰っておりませ んけれども、この理由がちょっと不明なんですけど、
1:28:56	記載が必要かと思っておりますので、
1:29:00	記載するようにしてください。それから、同じくですね、第 1 種管理区域内の工 事で撤去工事等もあるんですけど、放射性廃棄物の管理方法であるとか、もしく は廃棄物、放射性廃棄物でない廃棄物の管理方法についての
1:29:19	記載もありませんので、もう一度確認をするようにしてください。
1:29:25	それから、それと同じページのですね。なお書きですね下から二つ目のポツで 外壁を貫通する配管を撤去した後は不燃性材料ですね。
1:29:41	燃えない性質の材料で閉止措置を行うというふうに記載がありますけれども、 ここはどんなな工事が対象になっているのかっていうのは、
1:29:56	御説明をお願いします。
1:29:59	これ面談でと、まず面談の説明で結構です。
1:30:04	それから確認になりますけれども、ちょっとですね。
1:30:14	これは第 7 次申請で撤去とか、そちらを一時取り外し等の準備工事の計画に ついて申請をしているか確認をしてくださいで計画している場合は、その工事 の計画について記載している。
1:30:33	かどうかですね、確認をするようにしてください。
1:30:38	で、それから 805 ページですね、図編 I - 1 の工事の手順フローで加工施設 の最後のところにですね、加工施設の性能検査の
1:30:54	について記載があるんですけどその注 2 ですね、10 日程な受注注記の 2 だす ね、に記載の検査の方法については、その検査の項目であるとか、方法です ね。
1:31:10	それが機能性能確認するために十分な方法で実施する計画であるということ を具体的に説明するようにしてください。

1:31:22	それから 825 ページのその工事中の加工施設の継続使用の理由のどこなんです ですが、その 12 行目にですね、加工の作業を伴う、
1:31:36	と考えられてますと、本当に考えますけれども、回転混合機
1:31:43	これは金属容器の粉末の混合を行うものですが、これについては、その 新規基準の適合確認後に使用する、
1:31:58	のではないかとと思うんですが、それが記載されている理由がですね、特に新 規基準対応工事中に使用しなければならないのであれば、その理由を説明 するようにしてください。
1:32:16	以上 6 点ですね。第 3 核燃料走向の関連で、そうお伝えしましたけれども、こ れらについてはですね、この本申請の建物構築物、
1:32:32	いうのをですね、についても同様の観点で確認して、必要があれば補正をする ようにしてください。
1:32:49	後日書面で回答をお願いします。。
1:32:55	三菱原子燃料シラカワです。コメント承知しました。後日書面、或いは次回の 補正で対応させていただきます。
1:33:07	はい、原子力規制庁のナガイです。そうですね。後日の補正で対応する場合 でも 1 書面での回答のほうは、一言回答するようにしてください。
1:33:20	以上でですね工事計画の関係になりますので、引き続きまして、また少しちょ っと戻ってしまうんですが、溢水関係ですね、そちらのほうで
1:33:39	タナベのほうから確認させていただきます。
1:33:45	はい。規制庁タナベです。追加での確認事項となりますのでよろしく願いま す溢水関係で 2 点ございます。
1:33:55	1640 ページに漏水検知警報設備の仕様表ございまして、こちらですね寸法の ところの記載で型番に記載しているんですがこちらのですね。型番っていうの はどこかしらに記載されているのでしょうか。
1:34:12	ちょっとこちらの確認ができなかったのもし記載されているようでしたらそこ の場所を教えてください。で記載されないのでしたら型番に規定的にされてる んで、どんなの型番使ってるのかわかるようにしてくださいというものです。
1:34:27	合わせて同じく 1640 ページのこちらの仕様表なんですが耐震のところです ね、6 のうちの設位置で耐震重要度分類はⅢ類とされてございます。ただペー ジ言うと 1000 すいません 3350 ページのですねインターロック検知の一覧表 ですね。
1:34:47	こちら見るとこの漏水検知警報設備の検出端がですね一類 2 類となっている ので、ちょっとこのところの整理で異なる分類記載されてますがどういう整理 で記載されているのかという点について、以上 2 点についてなんですけど後日 書面で回答いただければと思います。以上でございます。

1:35:10	はい。
1:35:12	三菱原子燃料シラカワです。後日書面で回答させていただきます。
1:35:38	原子力規制庁ハヤカワですけれども、検査の方法について数点確認したいことがありますのでよろしくお願いします。
1:35:47	まず、1729 ページのダクトの支持間隔の測定の確認なんですけれども、判定基準において適切な支持間隔ということで書かれてるんですけれども、
1:36:03	本件、具体的な数値があるのであれば、それがわかるような記載にさせていただきたいと思います。
1:36:12	それとですね、1732 ページ、ここではですね。
1:36:18	仕様上の求められる性能ということで、負圧、第 1 種管理区域の圧力の測定に対して、負圧であることという判定基準に対して、これについても数値
1:36:35	を記載していただきたいと思います。また高性能エアフィルターの捕集効率、これについても数値の記載をお願いいたします。検査の方法については、以上 3 点です。
1:36:51	それと、あとですね、1734 ページの加工施設の性能検査に係る検査の内容ですけれども、
1:37:04	旧規則の 4 号検査相当の内容で見直しをお願いして欲しいと思います。
1:37:14	もう 1 点、あと、モニター関係なんですけれども、検査の内容として、
1:37:22	警報設定の確認という項目あるんですけれども、測定範囲を確認する検査が抜けてると思いますので、
1:37:33	そこも含めて検討をお願いいたします。以上です。
1:37:44	三菱原子燃料シラカワです。
1:37:46	後日書面で回答させていただきます。
1:37:52	原子力規制庁ハヤカワですけどよろしく書面でお願いいたします。
1:38:01	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:38:05	それではここからですね建物の耐震関係についてですね 7 点ほどお伝えします。
1:38:17	まず 2900 飛んで 8 ページの添付説明書の建 2 です。これは建物設備の区分にも受けるエキスパンションジョイントの間隔になりますけれども、
1:38:40	本この施設でですね、加工施設でですね、立地する地域で想定される最大震度、これは水平震度が 0.44 より大きい S クラスに存続する。
1:38:56	設置求められる程度の地震力ですね、これ水平震度の 0.6 で生じる変位量でも建物同士が干渉しない間隔を保持してデータ信じによる影響がない。
1:39:11	設計とするという記載がありますが、この最大震度の根拠を説明してください。
1:39:18	それから 2900 の 23 ページですねこれは

1:39:24	基礎ばりの杭頭の曲げ戻し応力が考慮されているのかという点がちょっと不明ですので回答をしてください。
1:39:40	これは 2947 ページで、
1:39:45	壁式の鉄筋コンクリート造をのを計算基準、
1:39:53	とその解説ですね、これを参照しておりますけれども、どの部位の評価で参照しているのか説明をしてください。
1:40:02	またですね本文での 792 ページで準拠すべき主な法令規格及び基準に記載がないので整合とるようにしてください。
1:40:15	それから 2960 ページですね、Sクラスに即する属する施設に求められる程度の地震力が耐震重要度分類の第 1 類より小さくなっております。この理由を説明してください。
1:40:32	それから 2969 ページのこのピット部の
1:40:39	設備機器の耐震解析における支店反力の引用元ですね、説明してください。
1:40:51	それから次にですね、6 点目になりますけども 2981 ページの添付説明書建 3 で適用規格ですね、やはりこれも壁式鉄筋コンクリート造を設計で計算基準、
1:41:07	そのの解説というのがありますけど、これは
1:41:12	なぜ必要なのかという。
1:41:16	ことですね、を確認してください、添付説明書の建 4 についても同様です。
1:41:25	で、最後に 7 点目になりますが、2983 ページです。これは壁とか鉄扉等への果樹とですね、外気導入カバーへの荷重の算定の違いについて説明してください。
1:41:43	外気導入
1:41:47	カバーはですね、気圧差の荷重は見込んでいないのでしょうかという観点で、あわせて説明してください。
1:41:58	で外気導入カバーの許容力の算定方法についても説明をしてください。
1:42:06	あと耐震関係、通過竜巻関係以上になります。
1:42:10	一応点については後日書面で回答してください。
1:42:19	三菱原子燃料のクサマでございます。今いただきました指摘事項につきましては後日書面で回答させていただきます。
1:42:30	原子力規制庁のナガイです。
1:42:32	それでは、後、私たちの方からの確認事項で追加の確認があれば規制庁側からの発言をお願いします。
1:42:47	タナベさんよろしいですか。
1:42:50	規制庁タナベです。こちらは特にありません。

1:42:54	ハヤカワさんからも特にございません。
1:42:58	アリタさんも大丈夫ですか。
1:43:02	私からも特にはないです。わかりました。それでは一応私たちの方で事前に準備したのは、以上になりますけれども、本日の面談資料ですね。
1:43:18	最初にちょっと簡単に御説明がありましたけれども、
1:43:38	MSR-21-027 と、それから、028 で、回答いただいておりますがまず、
1:43:55	MSR-21-027 のほうで、
1:43:57	ございます。これは前回も
1:44:02	私たちのほうからお伝えしたんですが、3 と、この番号で言うと 3000 飛んで 47 の水平展開ということで、最終申請に向けた申請漏れの点検をしていただいておりますが、
1:44:17	ちょっと、まずこれまでのその点検の状況をすでに皆さんの方で申請前にも確認をされていることと思っておりますが、これまでの状況ですね、簡単で結構ですので、御説明いただけますでしょうか。
1:44:40	三菱原子燃料のクサマでございます。それでは当社から提出させていただいております MSR-21-027 について、当社の点検状況を御紹介したいと思います。
1:44:53	まずですね、
1:44:56	はい。
1:44:57	前回のコメントを受けまして当社ではですね、最終の補正申請で最終的に向けまして、一時から 7 時にですね金で漏れないかという点検を行っております。
1:45:10	確認のポイントとしましては、一番としまして、事業許可書に掲載されてます加工工程図をベースにしましてですね、申請すべき手続きがですね強弱申請されているか。
1:45:26	それから、特にですね、設備機器間で申請されてない箇所はないかというところに着目してですね点検を行っております。特に後者につきましては、設備機器につながっているものですね、申請時に切断して申請する
1:45:43	ということもございますので、そういったところにですね、特に注意を払ってですね、点検を行っております。
1:45:50	二つ目ですね、実際の確認方法でございますが、まず全体を通してですね、申請漏れないかという点につきましては、事業許可に掲載しております加工工程ですね、これに記載されてる機器からですねどの申請で申請するか。
1:46:09	いただいておりますかですねチェックすることにより加工施設として申請が抜け落ちないことを確認しております。

1:46:17	次に、二つ目の設備機器間に申請漏れがないかという点につきましては、1 から 7 地震制度に添付しております系統ですね、店舗 1 の資料ですね、3 ページ目以降に届け出を受けておりますが、この系統の用いまして、その中で、
1:46:35	次回更新申請時率違うものにつきましては、今後申請とか次回以降申請とか、蓋を記載事項しておりますので、ここですね起点としまして、工事の認定ですね、
1:46:52	はい。
1:46:53	今後申請予定とかで担保間違いなくすくいとってるかという観点でチェックをしております。
1:47:02	その確認結果でございますが、添付資料の 2 ということで、まず一つ目はですね、施設全体として漏れがないかという結果につきましては 7 ページですね。
1:47:18	こちらにですね。それから貢献の中でですね、その他のどの辺がどの時点で浜堤なれるかという F 型をお示しさせていただいております。それが 9 ページまで続いております。
1:47:35	次にやり取期間だけこちらで典型的なピーク中が混在しなかったという確認した結果ですね。
1:47:44	4 ページ以降ですねお示しさせていただいております。
1:47:54	まず、過去来全体として営業しないかという原理ましては、先ほどの 7 ページからですね、ページ 2 を決めております通り、今回の一時から 7 次申請においてですね、それでですね、漏れ落ちなく申請しているということを
1:48:12	明確にしております。
1:48:15	次に、設備機器間ですね、添付 6 について漏れ落ちないかということにつきましては、10 ページから 11 ページを示しておりますが、一部ですね進展のところにも不明瞭な部分がございます。具体的に思っておりますと、6 次申請ですね、成形施設からの
1:48:35	排液ですね、仮定しなくなってこれを 4 次申請についております設備に送る部分でですね、系統繋がリデータと不明瞭な部分がございます。
1:48:45	具体的にはですね、12 ページから
1:48:53	19 ページ目の方を示しております。
1:49:01	ということで今回のチェックでこういう不明瞭な部分がございますので、こういった点につきましてはですね、7 地震でこの提携という形で、この部分は出て明確になるようにですね申請していきたいと思っております。
1:49:18	まず、MSR-21-027 につきましては、説明以上になります。
1:49:27	はい、原子力規制庁ナガイです。説明ありがとうございました。ちょっと私のほうから数点確認なんですけど、もう全体通して許可との整合性といいますか抜け落ちがないかという確認の状況はわかりました。で。

1:49:43	確認の結果ですね、今 12 ページから 19 ページでの添付 3 ですね、系統の繋がりが不明確なところがあったという御説明でしたけど、これは実際に 4 次申請のときにでていなくて、今回、
1:50:02	第 7 次で申請範囲とするという。
1:50:08	うことでよろしいでしょうか。もしくはもうすでに工事が何か終わっているとかそういう
1:50:14	ことなんでしょうか。ちょっと状況
1:50:18	説明していただけますでしょうか。
1:50:22	三菱原子燃料のクサマです。今の御質問の件で御回答申し上げます。資料で言いますと 12 ページになります。こちら 4 次申請で申請させていただきました廃液処理設備(5)の系統でございます。
1:50:38	こちらの 4 次の申請ですね、こちらの凝集沈殿槽等の廃液処理設備(5)につきましては、凝集沈殿等の当廃液の受入ラインのバルブからですね下流以降、こちらを浜堤範囲として 4 次申請させていただいております。
1:50:59	このバルブから上流側ですね、こちらにつきましては、
1:51:05	理事会工事へという形で役に立っていただいておりますのでここに入ってくるラインとしましては 2 ラインございました 2 系統ございまして、2 桁ぐらいの範囲がございまして一つは、左側の矢羽根に書かせていただいております成形工場からの廃液
1:51:22	もう一つはですね、条件 1 分析の条件(2)という部屋から発生してくる廃液になりますので、これらにつきましては 4 時以降のですね申請の中で申請することになっております。
1:51:37	そのうちねまず提携公表から廃液ですが、こちらは 6 時閉でですね申請させていただいております。それでね、13 ページから 14 ページですね、のラインがあります。
1:52:01	以上でございますが、こちらが
1:52:05	13 ページでございますが、こちらがですね、成型工場の粉末再生設備の
1:52:14	液受槽というタンクからですね。はい、先ほどの 4 次申請で申請している廃液処理設備の括弧に申請する部分になっておりますが、このライン構成できますと、
1:52:30	この排液の発生元からやね先ほどのは IF 括弧に出て、ここに 1 本で繋がるようなイメージをちょっと描いた貸せる表記となっております。同じくですね、次の 14 ページ。
1:52:46	こちらですね、もう一方的ボールをもう 1 回から発生する廃液でございますが、こちら配管の統計と図二評価としましては凝集沈殿槽といった域で繋がるような表記のアリタっております。

1:53:00	一方で、4次申請で先ほど繰り返しになってフェエル地域系の系統の括弧書き ますとおり、ここには2ヶ所の部屋がそれぞれ排気が発生するという形になっ てましてもう1ヶ所、
1:53:15	先ほど10ページ(2)ですね、こちらからの廃液につきましては、7地震てです ね、申請する予定にしといて編成しております。こちらがですね、15ページの 図になります。
1:53:28	こちら除染室(2)でございますので、集水槽タンクですね、先ほど地震低で進 展しております。凝集沈殿とですねこちらに廃液送る系統を示しますと、こちら はですね、今日期待の仕方としては一対一で配管が接続するようなイメージで 系統状態とか、
1:53:48	お書きしてしまっております。ということで4次申請で申請しました配管とです ね、6次と7次で申請している配管の取り合いですね、非常にちょっとわかりに くい不明瞭な表記になっておりますね、これを予定7次の補正申請の中で、正 しく形態と考えております。
1:54:07	その姿がですね16ページにお示しております。
1:54:13	新しく先ほどの箇所のは排液発生元から義秀申請して配管のルーティングで ございますが、これは一番遠い除染室(2)の配管からですね、途中でですね 先ほどの成形工場が通りますので、
1:54:31	そこでね、先ほどの成形工場が2ヶ所のパイプ廃液の配管がですね合流しま して、先ほど凝集沈殿槽にへ向かうという絵姿になります。そういった配管工 評価考慮しまして、16ページ右側の赤の雲マークで示した形のようにですね、 かなり効いてのことの中ですね。
1:54:51	申請しまして、この配管ですね、7次申請の設計範囲として振っても、変形して 立てていただくというふうを考えております資料は早くなりましたが、Aブロッ クの説明でございます。
1:55:05	はい。原子力規制庁ナガイです。わかりやすい説明ありがとうございました。 すでにですね。一点注意していただきたいのは、すでに6次申請までは認可 されておりますので、
1:55:22	そこに追加するというのではなくて7次申請の範囲の中で、既認可範囲とし て認可をして受ける書類なんですかね、補正で対応して、今回の申請
1:55:40	に基づき工事を実施するという事等で
1:55:47	申請して補正していただくということで、よく気をつけてですね、留意していただ いて、6次申請とか4次申請のときの図面をですねさかのぼってそこで修正す るという修正したっていうか、
1:56:02	申請範囲に含めるというようなことのないように留意して対応するようにしてく ださい。

1:56:13	三菱原子燃料のクサマです。今、御指摘いただきました点について注意して補正申請に対応したいと思います。以上でございます。
1:56:24	はい、原子力規制庁のナガイです。その他にこの 27 番の資料で何か規制庁のほうからも何か質問事項あったらお願いします。
1:56:35	原子力規制庁ハヤカワですけれども、漏れという観点で見たときに、設備とか機器とかということは、これでチェックできると思うんですけれども、今回、
1:56:50	難燃性ケーブルを使うということで許可上で書かれてる話があると思うんですけれども、それが今回の設工認申請の中でもれなくピックアップされてるのかどうか、その点ちょっとそこを説明願います。
1:57:46	三菱原子燃料のフカダです。
1:57:50	難燃性については今回、非発のですね、追表のほうで申請をしております。
1:58:52	はい。ここにですね、
1:58:55	変更内容のところに、
1:58:57	屋外ケーブル系統
1:59:03	の記載ありまして、
1:59:07	その
1:59:09	難燃性についてはですね、1674 ページ。
1:59:18	火災等による損傷の防止のところで、自主何ら及び出して、そこに書いてある難燃性ケーブルを使用するというので、
1:59:30	これは今回の難燃性ケーブルの申請の範囲です。
1:59:40	以上です。
1:59:41	はい。
1:59:42	原子力規制庁ハヤカワですけれども、今回の申請の範囲でのケーブルはここだけなんですけれども、施設全体を考えたときに、今回難燃性のケーブルを適用しなきゃいけない。
1:59:59	ところというくくりにしたときに、
2:00:04	すべて網羅された形になってるかどうかそこだけちょっと確認させてください。
2:00:15	はい。フカダです。5次ですね、非常用ディーゼル発電機の発電機自体、
2:00:21	で難燃性ケーブルを申請するとともに、
2:00:26	6 時の
2:00:29	6 次申請の焼結炉ですね、あとここで難燃性ケーブルを申請しております。
2:00:55	はい。
2:00:57	以上がですね難燃性ケーブルの主要範囲なんですけれど、
2:01:02	今言ったところをちょっとまとめてですね回答のほうに追記したいと思います。

2:01:10	規制庁ハヤカワですけれども、もともと許可上で要求されているケーブルとして難燃性を有するケーブルの範囲がまずなきやいけないと思うんでそこに
2:01:28	今回の申請ですべて網羅されてるというのを説明していただければいいかと思います。
2:01:42	はい。
2:01:43	三菱原子燃料のオカダです。高圧高電流のケーブルに限ってですね、難燃性ケーブルを使用するということに許可からしておりまして、これに該当するのがさっき言った通り焼結関係と、
2:02:02	それからあと非常用ディーゼル発電機関係のケーブルになります。
2:02:25	規制庁ハヤカワですけれども高圧のところについてという話で理解はしているんですけども、今回のその改造部分に対しては、難燃性という表記が出てくるんですけども既設のね。
2:02:40	改造しないところの高圧に関する確認がされてるのかどうか、そこが論点だと思いますのでそこをちょっと考えて整理してもらえればいいかと思います。
2:02:58	はい、三菱原子燃料のフカダです。別途整理しまして御回答させていただきたいと思います。
2:03:06	原子力規制庁ハヤカワですけれどもよろしく願いいたします。
2:03:12	原子力規制庁のナガイです。他に何かありますでしょうかアリタさん何かありますか。
2:03:21	アリタですけど、特にはないです。
2:03:26	はい。それでは資料のほうはまた大分ボリュームもありますので、
2:03:35	うちの方でも適宜確認して新たな確認事項あれば、次回以降の面談でお伝えしたいと思います。
2:03:43	引き続きまして資料のMSR-21-028になります。こちらのほうは事業許可の要求事項のその設工認の展開状況の再確認をしていただけてますけど、これまでの確認で、事業者の方で、
2:04:03	何かの確認の確認状況について簡単で結構ですので、説明をお願いします。
2:04:18	三菱原子燃料クサマです。それでは提出させていただきますとMSR-21-028に基づきですね、事業許可要求事項の設工認展開の再確認結果についてご説明申し上げます。
2:04:36	事業許可要求でこれが設工認に適切に展開されているかどうかは、事業許可における要求事項ですねこれを基本的な方針と呼ばせていただきますがこれがすべて拾い出されてるかどうかを確認すると思うんですね。
2:04:51	加工施設の技術基準適合性の観点からもね観点からも今回確認をさせていただいております。その結果をMNFたのに11028に整理させていただいております。

2:05:03	まず確認の方法でございますが、1点目としましては、事業許可からの要求事項がですね、設工認に展開べき事項ですね、こちらを抽出する作業を行っております。
2:05:19	で根っこに注意する。展開する作業としましては、まだハード設計に展開できず基本設計方針の中実それから保安規定に反映すべき事項ですね、こちらを待とうと対応等々で抽出しております。それぞれ色をつけましてハード別件で対応でき、基本設計方針は青色、
2:05:41	保安規定で対応できて対応状況については緑色でいろんな利用して事業含めてですね塗り潰しております。その結果ですね、資料1にお示ししてる通りでございますので、このいろいろNRI部分でございますが、
2:05:59	こちらに関しましては、資料にも聞いておりますが、設計に対する一般的な説明ですとか、設計の概要に関する記載、設計と関係ない場合、あとは、事業許可で各種評価とかしていますので、そういったところにおける考え方とか評価内容とか評価結果ですね、そういう説明記述。
2:06:19	あと、保安規定以外にですね、一般的な管理方法とかですね、そういったものを記載した事項っていうのが、この塗られてない部分に該当すると、事業者としては考えております。
2:06:31	このマーキングしたというね、確認しまして、事業者としては2点、保安規定で対応すべき案件と考えておりましたが、このあと御説明をします。
2:06:50	個別の技術的なことも減らちゃうと、ハード設計としてですね、設工認外科できるアイテムがちゅされました。それがね。
2:07:00	事業許可のa. 54ページにお示しております。聞かされております。気象観測装置、
2:07:08	それから、事業許可ですね。7-34ページの35ページにお示しております。ほう素添加にとってね、これらが設工認できちんとハードで担保すべきできるように分析案件として決定的アイテムというふうに考えております。
2:07:28	まして2点目の観点としましては、加工施設の技術基準の規則からですね、設工認に展開できないものはないかということをお示して待っていたございました。添73 4ページで通信連絡設備、これもソフト案件で当初考えております。
2:07:48	高ハードで対応すべき案件として考えております。
2:07:53	2ページ、2点目としまして、技術規格基準からですね、設工認展開つられてもらえないかという正常時とりまして、技術基準規則で工場等で設置要求のあるものですね、そういったものが安全機能のないfiに関しても、
2:08:11	設工認に変えるべき項目はないかということで事業許可を見直しております。その結果、先ほどと同じようにですね、気象観測装置ですとかを放射線管理

	施設設備、それから、通信設備の位置ですねこういったものが抽出されております。
2:08:31	次にね、事業許可で要求する事項がですね、設工認できちんとされてるかということもあわせてと整理しております。
2:08:41	整理の仕方としましては、事業許可の要求事項に対してですね、各申請回数ですね、それぞれの要求事項はどのように展開されてるかして事を定義することで、抜け落ちがないことを確認しております。その結果ですね、添付工機の方というところでちょっとページあって大変
2:09:00	正直なんですけれども、一番AA4 横の一覧表でですね整備させていただきます。基本この中でですね、丸印がついているものがそれぞれ許可要求事項ですね、吸い上げて集計しているというものでございます。
2:09:17	で、この中でですね、丸印が一つもつかないもの、例えばですね、
2:09:30	技術基準で言いますと、
2:09:53	事業許可のページ番号としまして 5-9 という、消火活動遠を円滑にするために、防火服、防護マスク、投光器等の消火活動に必要な資機材を設置する設計というふうな許可で要求させていただければ、またこれは各申請回数で、この設計要求を取り上げておりません。
2:10:11	これにつきましては、保安規定で規定する事項ということで 7 次申請の最後で説明させていただいております。
2:10:20	こういった整理の仕方
2:10:25	ですね、整理させていただいております。
2:10:29	まとめとしましてええと今回の事業用から要求、
2:10:34	いや、事業許可の要求事項とか技術基準の要求事項でまず抜けた点につきましては、先ほどの繰り返しになりまた気象観測装置、放射線測定設備ですね、こういったものが抜けているということで、7 時でですね、適切にこの辺を吸い上げて補正で
2:10:54	盛り込みさせていただきたいというふうにご考えてございます。以上早口になりましたが説明になります。
2:11:02	はい、原子力規制庁の永井です。規制庁のほうからこの資料について何か質問等、これまでの段階で確認できている質問あればお願いします。アリタさん何かありますか。
2:11:29	アリタですけど、今のところ、具体的に聞けるほどのものはないんですけど、今回新たに設工認対象にするっていうことで追加されたやつを幾つかあると思うんで、これをちょっと
2:11:47	後日の面談で確認していくのかなと。

2:11:54	はい、原子力規制庁のナガイです。そうですね。1点だけちょっと私のほうから確認させてください。先ほども説明の中でありましたけれども、添付2にですね。
2:12:09	これ加工施設の技術基準での要求事項に関する確認ということで今画面に出ておりますが、その第19条の放射線管理施設、
2:12:23	としてのさっきもありました気象観測用設備とかですね、申請に追加するという事なんですが、これは左側の設置要求の今これ技術基準なんですけれども、
2:12:39	工場等には次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられてなければならぬということで、ここの1号2号3号の要求に、
2:12:57	使う設備がここの右側の、今
2:13:02	書かれているということで皆さんのほうで抽出されたんでしょうか。それともこの設置要求左側のこの場合においてということなんですけど、当該事項直接計測することが、
2:13:18	困難な場合にこれを間接的に計測する施設を持って帰ることができるって下線引いてないんですけど、
2:13:30	この要求事項に対して、右側に書かれている設備がどうい
2:13:40	観測をするというのを許可で約束して設置するようにしているのかっていうのを負わもし今何か1としてこれを抽出した理由があればちょっと簡単で結構ですけど。
2:13:56	御説明していただけますでしょうか。
2:14:08	もしなければその点ですね
2:14:12	これですね新たに申請するっていう中で2点あって、先ほどの5、25条の通信連絡設備については専用回線ということでわかるんですけど、ちょっと19条については、
2:14:28	この要求事項に対して、どうかっという状況にどう言う状況になっているかっというのが対応つくような形で御説明いただければと思うんですけども、もともとそのエリアモニターであるとかダストモニターとかは、
2:14:46	抽出しておりますので、これで確認できる範囲以外に、こういう、ここに書いてある計測装置とか線量計を使おうとしているのか、設計基準としてですね。
2:15:02	その辺をちょっと後日で結構ですけど、御説明いただければと思います。で、その点も含めて、想定はちょっと次回というのは準備していただいて、後日回答いただければ書面で書いていただければよろしいかと思いますが、
2:15:20	それ以外についても資料全体として何か不明な点があれば次回以降の面談でお伝えしたいと思います。
2:15:32	三菱原子燃料ヤマカワでございます。ただいまあったとの

2:15:43	19条のほうからですけれども、今回抜き出した施設に関しましては、
2:15:52	技術基準の条項の計測する放射線管理施設という観点で抜き出しております。技術基準の条項については下記に該当するということですので、もうちょっとよく整理してですね次回説明させていただきたいと思います。
2:16:10	以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。修正が必要であればまたこれは面談資料で
2:16:20	今日のその回答を踏まえて、修正もできるかと思っておりますので、その上で必要があれば反映補正に反映していくということをお願いします。それからもう1点ちょっとこれはお伝えするだけなんですけど、資料の1ページ目に、
2:16:38	戻るんですけど、msR-21-281 ページ目だけじゃないんですけど、全体を通してですね、
2:16:50	この色が青色と緑色でハード設計に展開すべき基本事項とそれから保安規定に反映すべきソフト対応と書いてあるんですが、もともと今回抽出していただいているような、これでも説明が添付の2もそうですけど。
2:17:09	その技術基準で直接、技術基準というのか許可で直接安全機能を有する施設として登録がされていなかったものをいわゆる安全機能番号持っていないものであっても技術基準に
2:17:26	要求があるものを今回、その添付の2でも抽出していただいて、
2:17:32	ている状況ですので、になっています。で、それを説明を説明の仕方といいますか。当然御承知いただいているということだと思いますけど、このハード設計に反映したから、ソフト対応はいらないとかっていうことではありませんので、
2:17:52	当然工認手続きの中で申請範囲に含めた上で、使用前事業者検査で確認もとれたものはそれ以降の供用期間においては、保安規定で維持管理していくという
2:18:10	ことですから、どっちかに書けばいいということではありませんので、記載全体として、当然ご理解いただいていると思いますけれども、その点はですね、ご留意いただいて、
2:18:26	いければと思います。
2:18:31	ナガイから以上です。
2:18:34	三菱原子燃料のクサマです。今御指摘いただきました件について承知いたしました。
2:18:44	すいません、アリタです。今の28番の添付2の関係書類のコメントなんですけど。
2:18:54	19条の件でちょっと整理して後日回答って話があったと思うんですけど、ちょっとこれ、前回の面談でも聞いたところと重複するんですけどこれ。
2:19:06	この

2:19:07	19 条の条文でいくと、第 2 号排水中の放射性物質の濃度低圧これ原状の申請だとこれに該当する施設はでてないんですよ。でも、理由としては池はあくまで貯めてるだけ。
2:19:23	いやそれは別途分析してたんですけど、これは設備には該当しないソフト対応だから、2 項に該当するものはないという説明だったと思うんですよそれで等々で 1 号 3 号に
2:19:38	そのソフト対応でやってるものっていうのもあり得るのかなっていうのは、
2:19:46	ちょっとねそれで今回いろいろ中サーベイメーター、個人線量計、いろいろ入ってて、設工認出そうというのもどうなのかと思うんで、
2:20:00	技術基準の条文との整理という面で行くために、2 号については、他の条項とちゃんと並びがとれるので、考え方はを整理するようにお願いします。。
2:20:20	三菱原子燃料のクサマです。今、アリタさんからございました御指摘につきましても整理してご回答申し上げます。
2:20:33	原子力規制庁のナガイです。これだけに限らず、先ほどもお伝えしましたけど、まず何が対応するかっていうのはよく確認していただくんですが、許可においてもいわゆる許可基準で位置構造設備の基準に基づいて、
2:20:50	すでに許可されている状況なので、その中で約束した事項ですね、これが何なのかっていうことをよく再確認していただいた上で、その範囲とその範囲というかももちろんその追加して、
2:21:05	何か申請されれば、それはそれとしてもですね、許可は満足している申請になっていると、7 回の分割の中で、この回でこの回っていうか、何回目に、こういうものを出してますという
2:21:22	あとですね、許可を踏まえた設計として説明ができるように、あわせてですね、先ほども使う資料がありましたけども、そういう表との整合性もよくもう一度再確認していただいて、
2:21:43	次回ですね、説明していただければと思います。
2:21:53	三菱原子燃料のクサマです。承知いたしました。はい。
2:21:57	原子力規制庁のナガイです。他に何かありますか、もうこの資料に限らず、本日の面談内容全般に関して何か規制庁のほうから何かありますか。
2:22:16	特にないようでしたら事業者の方から何か追加の確認等ありましたら、
2:22:24	全体通してですね。
2:22:31	はい。
2:22:32	三菱原子燃料のクサマです。事業者側から特に確認事項ございません。原子力規制庁のナガイです。それでは一応本日予定した議題は以上になりますので、今回の面談はこれで終了したいと思います。

2:22:51	次回以降の予定についてはまた別途スケジュール調整して連絡したいと思います。
2:22:58	それでは本日の面談は以上になります。お疲れ様でした。